

## 上尾市借地公園設置要領

（令和 5 年 3 月 3 1 日  
市長 決 裁）

### （目的）

第 1 条 この要領は、上尾市緑の基本計画（本市が定めた都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項に規定する基本計画をいう。次条第 5 号において同じ。）に基づき公園を拡充するため、借地公園を設置することにより、都市の良好な生活環境の形成に資することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この要領において「借地公園」とは、市が土地を借り受けて整備する公園をいい、市が設置する都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園を除くものとする。

### （設置の基準）

第 3 条 市は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する土地の所有者の申出により、予算の範囲内で、借地公園を設置するものとする。

- (1) 土地の面積がおおむね 500 平方メートル以上であること。
- (2) 公園維持管理車両等の進入に支障がない幅員を要する公道に接しており、原則として出入口が 2 か所以上確保できること。
- (3) 所有権、占有権等の権利関係が整理されており、かつ、借地公園の用に供するに当たって妨げとなる権利が存しないこと。
- (4) 形状が現況のまま公園としての利用が可能であり、大規模な造成工事を要しないこと。
- (5) 上尾市緑の基本計画に照らし、当該地域に公園配置の必要性が位置付けられていること。
- (6) その他市長が特に借地公園用地（第 6 条第 1 項に規定する借地公園用地をいう。）の基準として必要と認めたこと。

### （設置の申出）

第 4 条 借地公園の設置を申し出ようとする者は、借地公園設置申出書（様式第 1 号）に、当該申出に係る土地の所有者の土地使用承諾書（様式第 2 号）を添付して、市長に提出しなければならない。

### （設置の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申出があったときは、その内容を審査の上、借地公園の設置の可否を決定し、その結果を借地公園設置決定（却下）通知書（様式第3号）により、当該申出をした者に通知するものとする。

（借地契約）

第6条 市長は、前条の規定により借地公園を設置する旨の決定をしたときは、当該決定に係る土地（以下「借地公園用地」をいう。以下同じ。）の所有者と当該借地公園用地に係る使用貸借契約又は賃貸借契約（以下「借地契約」という。）を締結するものとする。

2 借地契約の期間は、3年以上とする。ただし、当該借地契約に係る借地公園用地が公共事業用地として買収される場合その他市長が正当な事由があると認める場合は、この限りでない。

3 賃貸借契約に係る借地公園用地の賃借料は、当該借地公園用地に係る毎年度の固定資産税及び都市計画税の合算額に1.8を乗じて得た額を限度とする。ただし、当該賃借料について前段の規定によらない場合は、この限りでない。

4 賃貸借契約の期間が1年に満たないときは、当該期間の日数に応じて日割りをもって算定するものとする。

5 借地公園用地の所有者が借地契約の期間が満了する日の6月前までに市長に当該借地契約を更新しない旨の申出をしなかったときは、引き続き同一条件で更新することに同意したものとみなす。

（奨励金）

第7条 使用貸借契約に係る借地公園用地を使用している期間中は、当該借地公園用地に係る固定資産税及び都市計画税の額に相当する額を奨励金として、当該借地公園用地の所有者に支払うものとする。

（借地公園の管理）

第8条 借地公園の管理は、原則として市が行うものとする。ただし、当該借地公園に関し自治会等と管理協定を締結したときは、この限りでない。

（借地公園の廃止等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、借地公園を廃止することができる。

(1) 借地契約の期間が満了したとき。

- (2) 借地契約の期間が更新されないとき。
- (3) 借地契約が解除されたとき。
- (4) 借地公園用地が公共事業又はこれに準じる事業の用地となるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が正当な事由があると認め、借地契約を解除するとき。

2 借地公園用地の所有者は、自己の都合により借地契約を解除しようとするときは、当該解除をしようとする日の6月前までに市長に申し出て、協議の上、当該借地契約を解除することができる。

3 市長は、借地公園を廃止したときは、その公園施設を撤去し、原状に復した上で、土地を返還するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、借地公園の設置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に市が使用貸借契約又は賃貸借契約により借り受けて整備している公園（市が設置する都市公園法第2条第1項に規定する都市公園を除く。）については、第5条の規定による決定があったものとみなす。

借地公園設置申出書

年 月 日

（宛先）

上尾市長

申出者 住所  
氏名

借地公園の設置について、上尾市借地公園設置要領第4条の規定により下記のとおり申出します。

記

1 申出内容

土地の所在地	上尾市			
地 目	登記地目		現況地目	
地 籍	登記地籍	m <sup>2</sup>	実測地籍	m <sup>2</sup>
土地の所在地	上尾市			
地 目	登記地目		現況地目	
地 籍	登記地籍	m <sup>2</sup>	実測地籍	m <sup>2</sup>
土地の所在地	上尾市			
地 目	登記地目		現況地目	
地 籍	登記地籍	m <sup>2</sup>	実測地籍	m <sup>2</sup>

土地の所在地	上尾市			
地 目	登記地目		現況地目	
地 籍	登記地籍	m <sup>2</sup>	実測地籍	m <sup>2</sup>
期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
土地の所有者の 住所及び氏名	住 所			
	氏 名			

（注） 実測地籍は、実測した場合のみ記載する。

2 添付書類

- (1) 土地使用承諾書（様式第2号）
- (2) 位置図
- (3) 公図（不動産登記法第14条第1項）の写し
- (4) 当該土地の登記事項証明書

土地使用承諾書

年 月 日

（宛先）

上尾市長

所有者 住所  
氏名

私の所有する下記の土地を借地公園用地として使用することを承諾します。

記

1 土地の表示

土地の所在地	上尾市			
地 目	登記地目		現況地目	
地 籍	登記地籍	m <sup>2</sup>	実測地籍	m <sup>2</sup>
土地の所在地	上尾市			
地 目	登記地目		現況地目	
地 籍	登記地籍	m <sup>2</sup>	実測地籍	m <sup>2</sup>
土地の所在地	上尾市			
地 目	登記地目		現況地目	
地 籍	登記地籍	m <sup>2</sup>	実測地籍	m <sup>2</sup>

土地の所在地	上尾市			
地 目	登記地目		現況地目	
地 籍	登記地籍	m <sup>2</sup>	実測地籍	m <sup>2</sup>
期 間	年 月 日から 年 月 日まで			

（注1） 押印は実印とする。

（注2） 実測地籍は、実測した場合のみ記載する。

2 添付書類

印鑑証明書の原本（3か月以内のもの）

借地公園設置決定（却下）通知書

様

上尾市長



年 月 日付で申出のありました借地公園の設置について、下記のとおり決定（却下）しましたので、上尾市借地公園設置要領第5条の規定により通知します。

記

土地の所在地	上尾市			
地 目	登記地目		現況地目	
地 籍	登記地籍	m <sup>2</sup>	実測地籍	m <sup>2</sup>
土地の所在地	上尾市			
地 目	登記地目		現況地目	
地 籍	登記地籍	m <sup>2</sup>	実測地籍	m <sup>2</sup>
土地の所在地	上尾市			
地 目	登記地目		現況地目	
地 籍	登記地籍	m <sup>2</sup>	実測地籍	m <sup>2</sup>

土地の所在地	上尾市			
地 目	登記地目		現況地目	
地 籍	登記地籍	m <sup>2</sup>	実測地籍	m <sup>2</sup>
期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
土地の所有者の 住所及び氏名	住 所			
	氏 名			